

豊橋市SDGs推進パートナー制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成、持続可能なまちの実現に向けて、豊橋市とともに取組等を実施する企業・団体等を「豊橋市SDGs推進パートナー（以下、「パートナー」という）」として登録し、持続可能なまちづくりのための取組や活動を推進するとともに、SDGsの普及啓発を図ることを目的とする。本要綱は、本制度のパートナーの登録等にかかる事項を定めるものである。

(パートナーの登録要件)

第2条 パートナーの登録の対象となる企業・団体等は、次の各号のいずれにも該当する企業・団体等とする。

- (1) 別表に定める地域に事業所・営業所があること
- (2) 豊橋市及び多様なステークホルダーとの連携、協働・協力を心掛け、SDGsの普及啓発に取り組めること。
- (3) 目指している（今後目指そうとしている）SDGsのゴールが明確であり、その内容が豊橋市の地域課題の解決に資するものであること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する事業者でないこと。
- (6) 法令もしくは公序良俗に反する活動をしないこと。
- (7) 本制度を利用し、特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動をしないこと。
- (8) 豊橋市及びパートナーの信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしないこと。

(登録単位)

第3条 パートナーは、原則として事業所ごとに登録するものとする。

(申込み)

第4条 パートナーの登録を受けようとする法人・団体等は、「あいち豊橋市電子申請システム」から「豊橋市SDGs推進パートナー登録申請書」をあらかじめ市に提出することをもって申込みとする。

(登録等)

第5条 市は、前条の申込みがあった場合は、遅滞なく当該申込みの内容を審査し、パートナーとして適当と認める場合は、「豊橋市SDGs推進パートナー」として登録するものとする。

2 前項の規定による登録の有効期間は、本要綱の施行期間とする。

(豊橋市SDGs推進パートナーロゴ)

第6条 市は、パートナーが自らをパートナーとして表明するとともに対外的に周知する

ことを目的として、「豊橋市SDGs推進パートナーロゴ（様式1）」を作成する。

- 2 第5条第1項の規定による登録を受けたパートナーは、「豊橋市SDGs推進パートナーロゴ」の交付を市に請求することができる。
- 3 パートナーは、第5条第2項に定める登録の有効期間中、別に定める利用規約を遵守したうえで、パートナーが発行する印刷物、ホームページ等に「豊橋市SDGs推進パートナーロゴ」を使用することができる。

（取組状況等の報告）

第7条 パートナーは、市が求めるときには、「あいち豊橋市電子申請システム」から「豊橋市SDGs推進パートナー取組状況報告書」により、SDGsに関する取組状況等を市に報告しなければならない。

（変更又は廃止の届出）

第8条 パートナーは、登録内容に変更が生じた、または登録を解除したい場合には、「あいち豊橋市電子申請システム」から「豊橋市SDGs推進パートナー登録事項変更・廃止届出書」を市に届出なければならない。

（登録の取消）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消を行うことができる。

- (1) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 第7条の規定により市が求める取組状況等を報告しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

（庶務）

第10条 本制度等は、企画部政策企画課において処理する。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

① 愛知県内の市町村	
② 三遠南信地域の市町村	(静岡県) 浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市、牧之原市 (長野県) 飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村、伊那市、箕輪町、辰野町、南箕輪村 ※愛知県内の市町村については①に含まれるため記載省略